

令和4年度長崎県外国人材受入緊急支援事業
補助金交付要項及び関連書類

令和4年4月1日

長崎県中小企業団体中央会

令和4年度長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金交付要項

長崎県中小企業団体中央会

(趣旨)

第1条 外国人技能実習生及び特定技能外国人（以下「外国人材」という。）を受け入れる際に必要となる新型コロナウイルス感染症の水際対策に伴い、監理団体、登録支援機関及び県内企業等（以下「外国人材受入事業所等」という。）が追加的に負担する経費を支援し、外国人材の県内事業所への円滑な受入を促進することを目的に、外国人材受入事業所等に対し、長崎県中小企業団体中央会（以下「本会」という。）が、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号。以下「部要綱」という。）及び長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金実施要綱に定めるところによるほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「水際対策」とは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、海外から入国した者が公共交通機関の不利用（入国時検査から24時間以内に移動が完了し、かつ、最短距離での移動を行う場合を除く。）や宿泊施設における待機等を求められる国の措置をいう。
- (2) 「外国人材」とは、外国人技能実習生及び特定技能外国人をいう。
- (3) 「外国人技能実習生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の「技能実習」の在留資格を有する者をいう。
- (4) 「特定技能外国人」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の「特定技能」の在留資格を有する者をいう。
- (5) 「外国人材受入事業所等」とは、本県への外国人材の受入れに関与する監理団体、登録支援機関及び県内企業等をいう。
- (6) 「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に定める「監理団体」をいう。
- (7) 「登録支援機関」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の27に定める「登録支援機関」をいう。
- (8) 「県内企業等」とは、県内に所在する事業所において外国人材を雇用する法人又は個人をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号に定める者であって、補助金の交付対象となる経費を現に負担した外国人材受入事業所等とする。

- (1) 申請時点において事業を営み、県内に所在する事業所において外国人材を受け入れる外国人材受入事業所等であること。

- (2) 国から要請されている新型コロナウイルス感染症の水際対策について、必要な防疫事項を遵守していること。
- (3) 補助対象経費について、国、市町村等の補助金を重複して申請していないこと。
- (4) 次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
 - ア 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
 - ウ 代表者、役員及び従業員が長崎県暴力団排除条例（平成23年12月27日長崎県条例第47号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして本会が定めること。

（補助対象経費、補助率等及び期間）

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助金額の算出方法は別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる経費は、令和3年11月8日以降に外国人材の入国が完了し、かつ交付申請日までに補助事業者において支払いがなされたものとする。交付申請期限については別途定める。
- 3 補助金の交付対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 4 前3項により算定した補助金額は受入外国人材1人当たり100千円を上限とする。

（補助金の交付申請、実績報告）

第5条 本補助金の交付申請は、原則、外国人材受入事業所等のうち監理団体、登録支援機関による申請とする。ただし、事情を勘案した上で県内企業等も申請を行うことができるものとする。

- 2 外国人材受入事業所等が補助金の交付を受けようとするときは、令和4年度長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下、「交付申請書」という。）を本会会長に提出しなければならない。
- 3 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 誓約書（別記第2号様式）
 - (2) その他本会が必要と認める書類
- 4 実績報告書は、交付申請書をもって代えるものとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定の通知）

第6条 本会は、交付申請書を受理した場合は、当該申請の内容及び額について審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、令和4年度長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

- 2 本会は、第1項において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定及び交付額の確定をすることができる。
- 3 本会は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めなかったときは、

令和4年度長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金実施事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第7条 補助事業者は、前条の規定により、本会から補助金の交付決定及び交付確定の通知を受けたときは、速やかに令和4年度長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を本会に提出し、補助金の交付を受けることができる。

（補助金の交付の決定の取消し）

第8条 本会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの要項に基づく本会の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (4) 第3条各号の規定に該当しないとき。

2 本会は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、令和3年度長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第6号様式）により補助事業者速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 本会は、前条の規定により補助金の交付決定及び交付確定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助金を返還させることができる。

2 本会は前項の規定に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者へ通知する。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金の額
- (3) 返還期限

（加算金及び延滞金）

第10条 補助事業者は、第8条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本会に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけ

るその後の期間については、既納額を控除した額) につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を本会に納付しなければならない。

(証拠書類の保管)

第 11 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を 5 年間保存しなければならない。

(雑 則)

第 12 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

補助金の交付対象経費		補助金額の算出方法
総則	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の対象となる経費は、下記①～③とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 条第 4 項に定める上限額の範囲内で、下記①～③によって算出された外国人材それぞれの補助対象経費に 3/4 を乗じて得た額を合計し、千円未満の端数を切り捨てた金額を補助金額として交付するものとする。
①	<ul style="list-style-type: none"> 県内で雇用される外国人材 (技能実習、特定技能) が入国する際、国から要請される水際対策に対応するため、外国人材受入事業所等が負担する宿泊施設 (ホテル、旅館等) の宿泊費 (室料) とする。 ※外国人材が入国日から水際対策として求められる待機期間中にかけて宿泊する経費に限るものとし、担当者等の出張に係るものは対象としない。 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊費 (室料) の 実支出額 (税抜き) を補助対象経費とする。 宿泊日数は、15 泊を上限とする。
②	<ul style="list-style-type: none"> 県内で雇用される外国人材が入国する際の水際対策において、外国人材を空港等から移送するため、外国人材受入事業所等が負担する車両借上費 (レンタカー等)、燃料費及び有料道路通行料金とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用空港に応じて外国人材 1 人につき、下記の表に定めた金額を上限とし、車両借上費 (レンタカー等)、燃料費及び有料道路通行料金に係る実支出額 (税抜き) を補助対象経費とする。

	<p>※外国人材の移送に必要なもの（送迎のための往復路を含む。）に限るものとし、県内企業等の担当者等の出張に係るものは対象としない。</p> <p>※水際対策として 公共交通機関不使用（入国時検査から 24 時間以内に移動が完了し、かつ、最短距離での移動を行う場合を除く。）を求められている期間のみを対象とする。</p>	<table border="1" data-bbox="810 174 1423 481"> <thead> <tr> <th>利用空港</th> <th>1 人当たり上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成田国際空港</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>東京国際空港（羽田空港）</td> <td>14,000 円</td> </tr> <tr> <td>中部国際空港</td> <td>9,000 円</td> </tr> <tr> <td>関西国際空港</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>福岡空港</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の表以外の空港を利用した場合など、上記の表から上限額を算出することが困難な場合は実情に応じて別に定める。</p>	利用空港	1 人当たり上限額	成田国際空港	15,000 円	東京国際空港（羽田空港）	14,000 円	中部国際空港	9,000 円	関西国際空港	8,000 円	福岡空港	3,000 円
利用空港	1 人当たり上限額													
成田国際空港	15,000 円													
東京国際空港（羽田空港）	14,000 円													
中部国際空港	9,000 円													
関西国際空港	8,000 円													
福岡空港	3,000 円													
③	<p>・県内で雇用される外国人材が入国する際、国から要請される水際対策に対応するため、外国人材受入事業所等が負担する PCR 検査等の費用（検査費、検査機関までの移送費）にかかる費用</p> <p>※外国人材が入国時、国から水際対策として求められる PCR 検査等の費用に限るものとし、担当者等の検査に係るものは対象としない。</p>	<p>・ PCR 検査等の費用実支出額（税抜き）を補助対象経費とする。</p>												